

平成 1 8 事業年度計画

独立行政法人航海訓練所

独立行政法人航海訓練所 年度計画（平成18事業年度）

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成18事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1） 組織運営の効率化の推進

船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据えつつ、今後の航海訓練体制のあり方を検討する。

また、平成18年度からの船員法完全適用に伴い、昨年度までの試行結果を踏まえて構築した予備船員制度の運用を開始し、同制度の運用上の問題点を検証するとともに、練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及びそれに対応する業務内容を検討し、要員の縮減を図る。

（2） 人材の活用の推進

大学等の教育研究機関あるいは、海事関連行政機関及び海運会社等の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、非公務員化を踏まえて交流目的を明確にした人事交流を推進し、本事業年度の期間中（以下、「期間中」という。）に44名程度の人事交流を図る。

（3） 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6%程度の抑制を図る。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。

- ② 実践的な海事英語能力を高める訓練に必要な海事英語インストラクターの新たな乗船について、その制約要因となっている滞在資格等の措置に係る手続きを進めるとともに、実行可能な訓練内容について、民間開放する。
- ③ 船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据えつつ、航海訓練業務の

効率化を検討する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

(1) 航海訓練の実施

独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号）第11条第1号に基づき、対象となる学生、生徒等（以下「実習生」という。）に対し、海運業界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。

航海訓練の実施に当たっては、船員に不可欠な「資質の涵養」と「基礎的技能の習得」の両面に力点を置いたうえ、意見交換会等の積極的な開催により把握した内航・外航の海運業界ニーズ及び国際的な海事の動向を反映することにより、訓練の質の一層の向上を図る。

実習生の配乗に当たっては、各船員教育機関の定員等を踏まえた受入計画に基づき、各船員教育機関の養成目的及び関係法令等の要件を満たすとともに、船員教育機関及び海運業界等からの意見を反映させる。

内航及び外航船員を取り巻く環境の変化に対応する必要がある場合には、民間との役割分担を整理したうえで積極的に対応する。

以上に関連し、期間中に下記の達成を図る。

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

三級海技士養成にあつては、日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・管理能力向上に向けた実務訓練
 - ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練
 - ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与
 - ・SOLAS 条約、ISPS コード、SMS 等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練
- 条約や国内法に基づく訓練を効果的・効率的に実施するため改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入するとともに、その検証を行う。

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し

四級海技士養成にあつては、若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。

- ・即戦力化を目指した実務訓練
- ・モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与

- ・航海当直能力向上のための基礎技能訓練
- ・「指差呼称」の徹底など安全確認の体得

3級海技士用の新たな指導要領等の導入に合わせ、4級海技士についても新たな指導要領等の作成作業を開始する。

(c) 実習生の適正な配乗計画と受入計画及び訓練の達成目標

船員教育機関の養成定員、各船員教育機関からの科別、学年別受入実績、更に各船員教育機関の養成定員の変更を踏まえて実習生の受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。

内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。

(d) 訓練機材の整備

社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、国際 VHF 模擬通信装置や海事英語演習機材等の導入を継続実施する。

国際基準による訓練体制全般の評価システム（QSS）の実習データ管理に係るシステム構築に向けて、概念設計及び仕様を検討する。

(e) 意見交換会の開催

内航及び外航のニーズを的確に把握するための意見交換会を15回程度開催するほか、海運業界が訓練現場を視察する機会を設けること等により、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。

(f) 実習生による評価

訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため、実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期にアンケート調査方式での実習生による訓練評価を20回程度実施する。

(g) 職員研修

職員の職務別、階層別に求められる能力と適性の観点に立った研修計画を、より効果的な研修の実施方法と合わせ策定する。

期間中に、職員の職階別、職務別に、延べ100名以上に対し、内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を実施する。加えて海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。

職員1名の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。

(h) 安全管理の推進

船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図るため、次の事項を実施する。

- ① 見直し及び改善を実施した船舶安全運航管理システムに基づき、任意 ISM 認証を取得する。
- ② 組織内安全風土の確立に向けた活動を推進するとともに、緊急事態等に対応した演習を実施する。
- ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化を図るため、サーバの更新準備と各船及び各課のデータベースを構築する。必要に応じ、台風等対策支援チームを設置するとともに、台風等に係る避泊地情報データベースを構築し、その充実に向けた情報の収集と共有を図る。
- ④ 健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を検討する。また、メンタルヘルス活動の質を高め、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図るとともに、効果的な実施方法を検討する。

(i) 自己点検・評価体制の確立

新たな教育査察の形態を試行するとともに、任意 ISM 認証を取得し、自己点検・評価体制の改善を図る。

また、国際基準による訓練体制全般の評価システム（QSS）を運用し、訓練の質の向上を図るとともに、各項目ごとの実習訓練評価規準を策定する。

(2) 研究の実施

独立行政法人航海訓練所法第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実に図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。

以上に関連し、期間中に以下の達成を図る。

(a) 研究件数

期間中、新規項目及び継続項目を合わせて、独自研究については 18 件（新規 3 件、継続 15 件）程度、共同研究については 15 件（新規 3 件、継続 12 件）程度を実施する。

(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化

研究項目の整理・見直しを行うとともに、次に掲げる研究テーマへの重点化を進める。

- ・ヒューマンエレメント（オンボードシミュレータの活用）
- ・地球環境保全
- ・資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証）

グループ研究体制の強化を進め、研究成果の航海訓練への反映を図る。

（３） 社会に対する成果等の普及・活用促進（付帯業務の実施）

独立行政法人航海訓練所法第１１条第３号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。
具体的には次の事項の達成を図る。

（ａ） 技術移転等の推進に関する業務

- ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、１０機関程度から、合計６０名程度の研修員を受け入れ、希望に応じた内容の実施に努める。
- ② 期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、２名の船員教育専門家派遣を継続する。
- ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ１９名程度職員を派遣する。
- ④ 技術移転等を推進するため１件程度の国際会議等に参画し、国際的連携を深める。

また、WMU留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じ、国際的連携を深める。

（ｂ） 研究成果等海事に係る知見の普及・活用推進

研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開するとともに、研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。

研究終了項目及び継続項目から６件程度の論文発表並びに６件程度の学会発表を行う。

また、必要に応じて特許等の出願を図る。

（ｃ） 海事思想普及等に関する業務

広報委員会を積極的に活用すること等により、当所が担うべき海事思想普及、及び広報に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含めた次の業務を実施する。

- ① 練習船の寄港地における一般公開を２５回程度実施する。
- ② 練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を２０回程度実施する。
- ③ 海王丸において青少年等の体験航海を実施する。
- ④ 前年度から試行し、好評であった訪問型海事思想普及活動について、発展継続させる。
- ⑤ 必要とされる情報、業務成果をマスメディア、ホームページ、広報紙（ナイ

スティー)、航海訓練レポート(年度実績報告)、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することにより更なる情報の発信を行う。

- ⑥ 練習船の一般公開時や海フェスタ等の海事関係イベントに参加し、当所及び航海訓練に関する広報活動を行う。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。

また、新たに海技士身体検査証明書の発行費用の徴収を開始する。

(2) 期間中の予算計画(人件費の見積りを含む。)

区 別	金額 (百万円)
収入	
運営費交付金	6,654
施設整備費補助金	126
受託収入	9
業務収入	24
計	6,812
支出	
業務経費	1,972
施設整備費	126
受託経費	9
一般管理費	199
人件費	4,506
計	6,812

[人件費の見積り]

年度中総額3,730百万円を支出する。

但し、上記の額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	6,712
経常費用	6,712
業務費	6,196
受託経費	9
一般管理費	481
減価償却費	25
収益の部	6,712
運営費交付金収益	6,654
受託収入	9
業務収入	24
資産見返負債戻入	25
資産見返負債戻入	25
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額 (百万円)
資金支出	6,812
業務活動による支出	6,686
投資活動による支出	126
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,812
業務活動による収入	6,686
運営費交付金による収入	6,654
受託収入	9
業務収入	24
投資活動による収入	126
施設整備費補助金による収入	126

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1, 200百万円とする。

5. 重要財産の処分計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

「東京港晴海専用栈橋」の老朽化に対する安全確保のための改修工事を着工。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
教育施設整備費 航海訓練所 晴海専用栈橋の 改修工事	126	独立行政法人 航海訓練所 施設整備費補助金

(2) 人事に関する計画

上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。